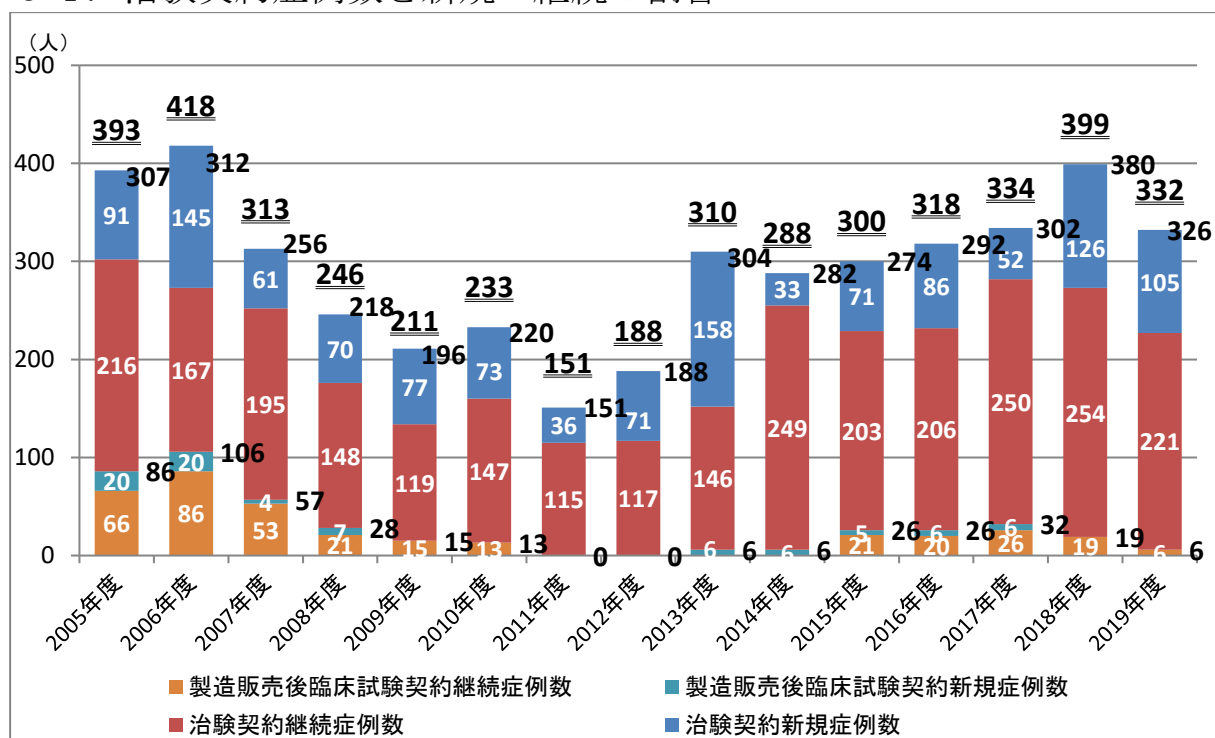


6 4. 治験契約症例数と新規・継続の割合



治験は、医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、薬機法上の承認を得るために行われる臨床試験であり、本学研究支援推進本部では、第IV相（フェーズIV）の製造販売後臨床試験を治験と区別し集計している。

当院における治験契約症例数は、治験契約数が増加しているにも関わらず、症例数の多い1治験が2018年度に終了したため前年に比べ減少した。1治験当たりの症例数が減少傾向にあるため、症例数増加の為には、これまで以上の治験契約数増加が必要である。特定機能病院であり、多岐にわたる患者が来院される施設であるため、今後も積極的な治験への取り組みが必要である。

なお、2013年頃より、「契約予定症例数」という概念から「目標とする治験予定症例数」に変更されている。2013年以降のデータに反映している。